

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（平成29年度予算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 58,882 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,420,737 千円

（単位：千円）

区分		平成29年度 当初予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	318,084	221,213	3,960	92,911	32,676
	高齢者福祉	44,238	2,779	5,835	35,624	
	児童福祉	606,247	294,314	57,728	254,205	
	母子福祉	61,580	11,573	30,808	19,199	
	（小計）	1,030,149	529,879	98,331	401,939	
社会保険	国民健康保険事業	63,930	36,862		27,068	19,753
	介護保険事業	110,126			110,126	
	後期高齢者医療事業	125,601	19,821		105,780	
	（小計）	299,657	56,683	0	242,974	
保健衛生	疾病予防	49,084	660	8,297	40,127	6,453
	母子保健	12,487	2,572	29	9,886	
	医療	29,360			29,360	
	（小計）	90,931	3,232	8,326	79,373	
合計		1,420,737	589,794	106,657	724,286	58,882

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の平成29年度予算額（143,000千円）の17分の7の額としています。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。